

リテール君とマーコさんの消費税対策講座 第6回

「請求書等」の様式等に係る新ルール

マーコさん

消費税率引き上げ後、「請求書」を作成する際にどのようなことが必要になりますか？



キド先生

2019年10月1日から「請求書等」の記載事項や管理については「区分記載請求書等保存方式」に変更となります。この方式は、現在行われている請求書等の保存方式を維持しながら、複数税率（標準税率と軽減税率）を区分して経理を行うことに対応するための措置です。具体的には、請求書等の記載事項に、次の事項を加えることが義務付けられます。

【請求書等の記載事項の追加】

- ① 軽減税率の対象品目である旨 ② 税率ごとに合計した対価の額

マーコさん

「区分記載請求書等保存方式」ですが、売り手側と買い手側でどのような点に留意する必要があるのですか？
また、請求書等の様式をどのように変更したらよいのでしょうか？



キド先生

区分記載請求書等においては、「軽減税率の対象品目である旨」と「税率ごとに合計した対価の額」を記載する必要があります。
同一の請求書において、消費税率ごとに商品を区分した区分記載請求書等を発行する場合の記載例は次のとおりです。

【区分記載請求書等の様式】

売り手側の義務	請求書(例示)	買い手側の義務
【請求書記載事項】 ① 請求書発行者の氏名又は名称 ② 取引年月日 ③ 取引の内容 ④ 対価の額 ⑤ 請求書受領者の氏名又は名称 ⑥ 軽減税率対象品目である旨 ⑦ 税率ごとに合計した対価の額	請求書(例示) ○○御中 4月分 21,800円(税込) ○/○ 食料品 ※5,400円 ○/○ 消耗品 5,500円 (略) 合計 21,800円 (10%対象 11,000円) (8%対象 10,800円) (注) ※印は軽減税率(8%)適用商品です。 △△株式会社	【帳簿の記載義務】 軽減税率対象品目である旨を帳簿に明記する必要がある。 【請求書等の保存義務】 左記の「区分記載請求書等」の保存が仕入税額控除の要件となる。

(注) 「区分記載請求書等」には、一定の記載事項を満たす領収書や納品書、小売事業者等が交付するレシートなど取引の事実を証する書類も含まれます。

【区分記載請求書等保存方式のルール】

1. 売り手側の留意点
 - 前述の⑥と⑦の事項は、新たに請求書に記載する義務が生じます。
 - 前述の請求書等以外にも、「軽減税率対象」と「標準税率対象」とを分けて別々に発行することも認められています。
2. 買い手側の留意点
 - 帳簿の記載
「軽減税率対象品目である旨」を帳簿に明記する必要があります。
 - 請求書の保存
「区分記載請求書等」を保存しておくことが仕入税額控除の要件です。
 - 請求書の追記
前述の⑥と⑦の事項は、買い手側が事実に基づき追記することも認めています。
 - 税額計算の特例
売上または仕入を税率ごとに区分することが困難な事業者に対して、売上税額または仕入税額の計算の特例が設けられています。

■ 免税事業者からの請求書等の留意点

リテール君

キド先生、免税事業者の方も、請求書等に「軽減税率の対象品目である旨」と「税率ごとに合計した対価の額」を記載しないと「区分記載請求書等」とはいえないので、取引先の方で「仕入税額控除」ができなくなってしまいましたか？



キド先生

リテール君、そのとおりです。
「区分記載請求書等」の要件を満たしていなければ、取引先の消費税計算においては「仕入税額控除」ができません。
ただし、取引先が①軽減税率の対象品目である旨、②税率ごとに合計した対価の額を「追記」すれば認められます。

■ レジ導入・受発注システム改修等のための補助金の活用



キド先生

中小企業・小規模事業者等が軽減税率制度導入に対応するためにレジの導入や受発注システムの改修・入替を行う場合、国の補助金制度が利用できます。
補助金の詳細は、軽減税率対策補助金事務局のウェブサイトにてご確認ください。(http://kzt-hojo.jp/)
なお、上記の補助金の申請には期限があります。期限直前は相当な混雑が予想されますので、早めの対応をご検討ください。



リテール君

商業高校の2年生。
販売士3級で家業がパン屋。



マーコさん

大学2年生。販売士2級で、小売業への就職を目指している。

(注)「販売士」は、「リテールマーケティング(販売士)検定試験」の合格者に付与される称号です。「流通・小売業界で必須の定番資格」として、社会的にも高い信頼と評価を得ています。

執筆：公認会計士・税理士・行政書士 城所弘明 提供：一般社団法人 日本販売士協会